

令和6年1月9日

秦荘西小学校 PTA会員 様

秦荘西小学校PTA 会長 川口 朋也
秦荘西小学校 校長 田中 幹雄

PTA 学級委員制度に関する書面表決の結果について（お知らせ）

先日は、PTA 学級委員制度に関する書面表決にご協力いただき、ありがとうございました。書面表決の結果は以下の通りになりましたので、お知らせします。

<書面表決の結果>

PTA会員数	376	
投票数	285	
賛成	264	投票率 75.7%
反対	14	
無効票	7（賛否が未記入等）	投票数のうち賛成の割合 92.6%

PTA 学級委員制度を改正するには、PTA 会則の改正が必要です。本来なら総会を開催するところですが、臨時に開催することが難しいため、令和5年12月18日付文章でもお知らせした通り、書面表決を実施しました。その結果、書面表決書が PTA 会員数の過半数以上（75.7%） 提出されたため、本書面表決を有効とし、提出された書面表決書のうち、3分の2以上（92.6%） が提案に対して賛成の結果を受け、PTA 会則を改訂し、今回の提案が採択されましたことを報告いたします。

今後、学級委員制度やそれに関連する親子活動については、前回の提案の通り、以下の通りになります。また、改訂するPTA 会則については、裏面をご確認ください。

今後とも、家庭・学校・地域がつながりながら、よりよい PTA 活動の在り方を考えていきたいと存じます。引き続き、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いします。

◎学級委員制度については、廃止する。

次年度より、学級委員は選出いたしません。

◎親子活動は、保護者が無理なく気軽に参加できる形にリニューアルする。

今年度より、児童が企画・運営する「秦西まつり」を新設し、先日実施しましたが、この祭に保護者、地域の皆様も気軽に参加・参画し、協働する中で保護者、地域、学校とがつながる形にリニューアルします。

各学級で児童が友達、保護者、地域の方を楽しませる企画を考え、計画から実行に至るまでの過程を体験することで成長できる機会とし、保護者の方や地域の方にもブース開設の参加を募り、児童、保護者、地域の方が楽しみながら、つながる機会の創設を目指します。実施時期やその他詳細については、今後検討し、次年度、お知らせします。

これまで行っていた1年生の親子給食については、学校行事として開催します。

（PTA 会則の改訂については裏面をご確認ください。）

秦荘西小学校 PTA 会則 (改訂案)

現行	改訂 (案)
第一章～第五章 略 第六章 役 員 第 10 条 本会に次の役員を置く。 1 顧問 学校長・前年度会長 2 会長 1名 副会長 2名 3 企画委員 (会長、副会長、学校長、庶務、会計、各専門部部長・副部長、<u>学級 PTA 委員代表</u>) 4 字委員 18名以上 (各字比例配分) 5 会計監査 2名 (字委員代表 2名) 6 庶務・会計 若干名 7 <u>学級 PTA 委員 各学級 2名</u> 第 11 条 役員の選出は次の通りとする。 1～4項 略 5 <u>学級 PTA 委員は各学級 PTA の互選により選出する。ただし、立候補がある場合はこの限りではない。立候補者が 2 名の場合は、その候補者を学級 PTA 委員に決定する。立候補者が複数ある場合は、選挙により選出する。選挙用紙については児童名で記載する。</u> <u>また、学級 PTA 委員は一子一回限りとし、学年間で重複した場合は、上学年を優先する。同一年度に字委員として選出された家族および PTA 会長・副会長の経験者 (現職も含む) は除く。</u> <u>6 年学級委員より学級 PTA 委員代表を選出し、企画委員会に参画する。</u> <u>なお、立候補する場合については、以下の点を遵守することとする。</u> ・一度立候補した場合、取り下げはしない。 ・条件付きでの立候補はしない。 第 12 条 略 第七章～第八章 略	第一章～第五章 略 第六章 役 員 第 10 条 本会に次の役員を置く。 1 顧問 学校長・前年度会長 2 会長 1名 副会長 2名 3 企画委員 (会長、副会長、学校長、庶務、会計、各専門部部長・副部長) 4 字委員 18名以上 (各字比例配分) 5 会計監査 2名 (字委員代表 2名) 6 庶務・会計 若干名 第 11 条 役員の選出は次の通りとする。 1～4項 略 第 12 条 略 第七章～第八章 略

令和 5 年 1 2 月 2 2 日改訂